

【農業 ⑥】

規制改革事項	食品表示制度の見直し（食用油に係る原料原産地表示の導入等）
規制の概要	食用油の品質表示については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づき定められた加工食品品質表示基準・食用植物油品質表示基準等により規制されているところ、原料原産地の表示義務はない。
賛成の意見	食用油の原料のほとんどが外国産である（油脂類の自給率は13%）にも関わらず、原産地の情報が消費者に伝わらない。消費者が国産原料の食用油を選択することができ、国産原料の生産の振興にもつながるよう、食用油について、原料原産地の表示を義務付けるべきである。
慎重な意見	

**農業⑥ 食品表示制度の見直し 参考資料**

1. 「食品表示をめぐる主要な論点」 平成22年3月 消費者庁  
…「加工食品の原料原産地表示の拡大」(P2) をご参照ください
  
2. 原料原産地表示に関する意見交換会(平成22年3月29日開催) 資料
  - ・「原料原産地表示に関する意見交換会の開催について」  
平成22年2月23日 消費者庁
  - ・提出意見 平成22年3月24日 消費者庁
  
3. 食品の表示に関する共同会議報告書 No 7  
「消費者と食品事業者との情報共有による信頼関係の構築を目指して」  
平成21年8月28日 食品の表示に関する共同会議

以 上